H23 年度以降の改訂履歴（要約）

H23.12.12［H24 年度より施行］

内規 4.一家庭一係規定　役員活動に従事する役員期間の１年間は一家庭一係を免除する旨を追記

H24.　1.16［H24 年２月選挙より施行］

内規 2.役員選出規定　（4）愛護部地区長選出人数を新田地区１名から２名に変更

H24.12.12［H25 年４月選挙より施行］

内規　2.役員選出規定　（３）①学年部・専門部を各学級より選出する際に、定数に満たないクラスが出た場合、
不足人数を該当する学年全体で再選出する旨を追記

H25.　2.13［H25 年４月選挙より施行］

内規 2.役員選出規定　（３）　（6）　選挙管理委員は運営委員会出席者を除く役員が兼任していたが、専任で選出し、
委員長、副委員を互選するように変更

H26.　5.　9［H26 年４月選挙より施行］

規約 第６章 第 15 条.役員の選出（２）　学年部・専門部役員の選出を各学級からでなく各学年からに変更

H26.　5.　9［H26 年４月選挙より施行］

内規　2.役員選出規定（3）　学年部・専門部役員の選出を各学級からでなく各学年からに変更

H26.　7.10　［H27 年度役員選挙より施行］

内規　2.役員選出規定　（1）・幼稚園年少児のいる家庭を非候補対象者から外し、未就園児のいる家庭と役員年度の４月１日
時点で３歳以下のいる家庭を非候補対象者とした
・幼稚園年中児と同様に年少児のいる家庭も申請による免除をできるよう変更
・家計を担うひとり親家庭は総務選挙についてのみ非候補対象者に変更
・来年度の役員が出来ないとの医師の診断書を提出したかたは非候補対象者とするよう変更
診断書は総務・選管以外には非公開の旨も記載

（2）③（イ）総務役員選出の際、学年別候補者をクラス×2 名選出していたのを学年全体よりの
選出に変更
候補者数が選出人数を下回る学年があっても、全学年を合わせた人数が
総務役員選出人数に足りているのなら、構わないと追記

（3）学年部の選出を学級より１名に変更　専門部・選管とは別に選出

（4）専門部の選出を、学年部と別に各学年より必要数の役員を選出するよう変更

（5）愛護部の地区からの選出人数を若干名に変更
愛護部員それぞれが担当ルートの地区長を担当するように変更　副部長を設けるよう変更

（6）選挙管理委員を各学年２名から 2～6 学年より各１名以上に変更
選管書記は学年を問わず若干名選出するように変更

４ 一家庭一係規定　（1）年１回の活動から年に数回、見守り活動を含めて十回以内の活動に変更

（3）会長経験者は一家庭一係を免除と追記
選挙の手伝いは総務経験者より選出すると追記

H26.　9.19　［H27 年度役員選挙より施行］

規約 第６章 第１４条　　（２）候補者数の不足から一般役員の３選目の選出が必要となり

『但し、立候補者以外三選は認めない。』との一文を削除

H26.　9.19　［H27 年度役員選挙より施行］

内規　2.役員選出規定　　（1）・一般役員三選経験者は非候補対象者とすると追記　立候補は妨げない旨も記載

・一般役員二選経験者は、ＰＴＡ活動のお手伝いを条件に申請により総務選挙についてのみ非候補対象者となることができると追記

・一般役員選出時に一般役員 0～1 回の候補対象者数が学年の必要役員数以上であれば、その学年については一般役員２回経験者も一般役員選挙の非候補対象者とすると追記
立候補は妨げない旨も記載　満たない場合は一般役員２回経験者も候補対象者とし、
多田小学校卒業児を含む兄弟姉妹数が複数の家庭より順に選出すると追記

・家計を担うひとり親家庭は申告により総務選についてのみ非候補対象者とするよう変更

・個人の事情による役員の免除は、申請し学年内の承認を得ることを追記
免除が認められた場合はＰＴＡ活動のお手伝いに参加してもらうことを追記

・⑨総務選挙のみの免除を設けたため、免除申請の内容を妊娠、病気などの個人の事情によりと具体的に記載

H26.10.8　［H27 年度役員選挙より施行］

内規　2.役員選出規定　　・学年部の選出の際に候補者がいない学級が出た場合、不足した人数については学年全体より選出することとすることを追記

・各部部長、委員長、２年任期の役員、ＰＴＡ連合会の役員は、役員経験回数を問わず立候補を受け付けるように変更
学年部部長は子どもの在籍する学年の学年部に限り受け付け、子どもが複数いる場合どの子どもの学年部に立候補しても構わない旨も記載
部長・委員長は、残りの専門部・委員の役員の選出後、部内・委員内の承認を以って確定とする旨を記載

H26.12.10　［H27 年１月より施行］

内規　2.役員選出規定（1）　③社会福祉委員経験者を非候補対象者とするように変更　立候補は妨げない旨も記載

H27.　1.14　［H27 年２月より施行］

内規　2.役員選出規定（2）　総務役員選出の際、立候補のなかった役職については受付期間の延長をすることができるように変
グループ立候補の総務定員数に達していない場合は
グループ立候補とみなさないとの一文を削除　会長を含むことだけを条件とするように変更

H27.　2.18　［H27 年３月より施行］

内規　2.役員選出規定（1）　補欠の繰上げは、欠員の出た部・委員と総務部で補欠繰り上げの有無を検討し、
運営委員会にて承認をとる旨を追記

H27.　3.12　［H27 年３月 13 日より施行］

改定履歴(要約)　　H23 年度以降の改定履歴(要約)を追加　改定履歴の変更は総務部が随時行うことも明記

H27.　3.12　［H27 年４月より施行］

内規　４ー家庭ー係規定　　選挙の手伝いをH25 年度以降の選挙管理委員経験者からも選出できるように変更

H27.　5.　8　［H27 年５月８日より施行］

規約　第 13 条　　ＰＴＡ連合会の総務役員当番年に副会長を１名増員できるように変更。

H27.5. 8　［H27 年５月８日より施行］

規約　第 23 条　　人権教育部をこころはぐくみ部に名称変更。

第 24 条（2）　　（ロ）運営委員会の出席者に選挙管理委員会の正・副委員長、協力運営委員、
各部・各委員のＰＴＡ連合担当者を追加

H27.6.12　［H27 年６月 12 日より施行］

内規　２役員選出規定　　（2）総務役員選出について
①　総務役員選出立候補受付期間を 10 日間設けることとなっているが、
立候補者がいない場合に再立候補期間を設けるため、改定

H27.6.12　［H27 年６月 12 日より施行］

内規　２役員選出規定　　（3）ロ）専門部の選出について　平成 27 年５月８日の PTA 定期総会において審議、承認され、
こころはぐくみ部に名称変更となったが、名称変更出来ていない箇所が あり、追加した

H27.6.12　［H27 年６月 12 日より施行］

内規　２役員選出規定　　（3）へ）PTA 連合会の進路検討委員会が進路学びあい委員会へと名称変更となったことに伴い、
多田小学校進路検討委員も名称を変更

H28.5.11　［H29 年度より施行］

規約　第 10 条　　多田小学校 PTA 会費を改定

H29.9.4　［H29 年９月４日より施行］

内規　２役員選出規定　　（1）⑧　個人の事情により役員活動が難しい家庭は、免除の申請をし、学年内の承認が得られれば、
免除することができる。但し、PTA 活動のお手伝いに参加していただくものとする。
お手伝いは年度に数回程度とする。
→「学年内の」を削除

H30.01.17［H30 年 01 月 17 日より施行］

内規　２役員選出規定　　（3）学年部・専門部の選出についてホ）選挙管理委員について
②　2～6学年より各１名以上を委員とし、委員の中から委員長・副委員長を互選する。
書記は全学年より若干名選出する。
『2～6 学年より各１名以上を役員とし、』を削除し、学年による縛りをなくした。

H30.3.12［H30 年３月 12 日より施行］

内規　２役員選出規定　　（1）PTA は任意団体であり、全会員が全家庭と解釈できなくなったため、変更。

内規　２役員選出規定　　（３）学年部・専門部の選出について
イ）学年部の選出について
役員数が減少したため、クラス数×1 名の役員を選出することに変更。

ロ）専門部の選出について
②　選挙管理委員を追加

へ）
今後、PTA 会員数が減少する傾向にあり、役員数を減らしていく必要性があるため
「進路学びあい委員」については「こころはぐくみ部」と協力して活動していくものとする。

内規　３　旅費規定　　会計にまつわる項目をわかりやすくするため、旅費規定と慶弔規定とをまとめて PTA 会費規定とした。
また、（３）その他への対応　を追加した。

H30.5.9［H30 年５月９日より施行］

規約　第２章　目的　　第２条　任意団体であることを、わかりやすく明記した。

規約　第６章　役員とその選挙　　第 14 条　役員の任期は２年のものもあるため、１～2 年と書き直した。

第 15 条　役員の選挙
（１）総務役員・専門部役員・協力運営委員は全会員中より選出する。
（２）学年部役員は各学年から選出する。
児童数が減少し、会員数も減少したため、各学年から選出することが困難となり、
学年部以外は全学年より選出することとする。

規約　第７章　役員の資格とその任務　第 23 条　（６）
選挙管理委員会の役割について記載がなかったため、追加。

規約　第９章　その他　個人情報の取り扱いについて　を追加
H29 年５月 30 日の改正個人情報保護法の全面施行により、
すべての事業者が個人情報保護法の適用対象となったため追加。

H30.9.14［H30 年９月 14 日より施行］

内規　２　役員選出規定　　（１）②３歳児は含まれないため、３歳以下から３歳未満に変更。
内規　３　一家庭サポート規定　（３）一家庭一係になっていないため、一家庭一係から一家庭サポートに変更。

H31.2.15［H31 年２月 15 日より施行］

内規　２　役員選出規定　　（３）ロ）こころはぐくみ部からこころまなびあい部に変更。
へ）進路学びあい委員がこころはぐくみ部と合併してこころまなびあい部に変更。

R2.2.14［R2 年２月 15 日より施行］

規約　第２章　目的　　第２条　　加入するか否か任意の団体であるということを明確にした。

規約　第５章　経理　　第 10 条　　学校諸費の納入方法の変更に伴い変更。

規約　第７章　役員の資格とその任務　第 23 条　専門部の改正に伴い変更。

規約　第８章　機関　第 24 条（２）役員会（ロ）運営委員会　R2 年度より、専門部に限り PTA 連合担当者を選出する必要がなくなったため。

内規　２役員選出規定　（１）②働いている時よりも、産休中のほうが役員活動に協力できるという意見があるため。

③青少年補導委員は、仕事が膨大なため。

⑦医師の診断書の提出を求めることは、法律的に認められていないため。

（３）R2 年度より、専門部に限り PTA 連合担当者を選出する必要がなくなったため。
学年部部長は、1～6 学年部の部員の中から選出するため。

イ）学年部全員で協力して仕事を行うことで、学年間の仕事の偏りを均一化でき、人員削減が可能となるため。

ロ）専門部の改正に伴い変更。

ヘ）こころまなびあい部廃止に伴い変更。

［R3 年４月１日より施行］

規約　第６章　役員とその選挙　第 13 条（２）総務役員　内副は役員管理に加え、一家庭サポートの管理も担っており、業務が膨大であるため。また、会計業務（銀行係・帳簿係）は１名でも可能なため。

内規　２役員選出規定　（３）ハ）部長・副部長・一家庭サポートリーダーの仕事量が多いため、この役職とその他の愛護部員の仕事を分担する。

［R3 年5月１２日より施行］

規約　第６章　役員とその選挙　第 15 条
（1）学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため変更。
（2）学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため全文削除。
（3）PTA 入会届の導入で、役員ができる・できないを選択できるようになるため削除。

規約　第７章　役員の資格とその任務　第 22 条　学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため変更。

規約　第8章　機関　第 24 条（2）役員会（ロ）（ハ）学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため変更。

内規　２役員選出規定（1）PTA 入会届の導入で、PTA 会員の中で役員ができるを選択したかたが役員対象者となるため変更。

（1）⑤ 学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため全文削除。

（1）①～⑩ PTA 入会届の導入で、役員ができる・できないを選択できるようになるため。それにより、役員選挙の対象者が明確になり、調査票にかかる作業を削減することができるため全文削除。

（2）③（イ）役員選出選挙において立候補で決定しない場合、立候補対象者を集めた集会形式での選挙は行わず、総務部・選挙管理委員による厳正な抽選で決定することにより、選挙管理委員および保護者の負担を減らすため変更。
（ロ）PTA 入会届の導入で、役員ができるを選択したかたが役員対象者となるため変更。

（3）イ）①学年別の仕事がなくなり、学年ごとの選出が必要なくなったため変更。

イ）③、ロ）①②③役員選出選挙にいて立候補で決定しない場合、立候補対象者を集めた集会形式での選挙は行わず、総務部・選挙管理委員による厳正な抽選で決定することにより、選挙管理委員および保護者の負担を減らすため。また、PTA 入会届の導入で、役員ができるを選択したかたが役員対象者となるため変更および削除。

内規　３ー家庭サポート（3）集会形式での選挙を行わないことにより、ー家庭サポートの「選挙のお手伝い」が不要となるため一部削除。

［R6 年４月１日より施行］

内規　２役員選出規定　（3）青少年補導委員の任期が１年となるため削除。

この履歴は総務部が随時、改訂するものとする。